

ドリーム年金・税制適格プラン

拠出型企業年金保険(Ⅱ)

パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)



制度の形態

※この契約形態は一旦選択されますと以降変更できませんので、ご注意ください。

1. 積立方式を導入する(されている)組合員

組合員(雇用主)が掛金を負担し、掛金を積立(資産計上)します。(→「積立方式」といいます。)給付金(年金、脱退一時金、遺族一時金等)は引受保険会社から組合員(雇用主)へお支払いし、組合員(雇用主)からご加入者(従業員)またはご加入者(従業員)のご遺族に支払われることとなります。

＜組合員の皆さまへ＞

組合員(雇用主)の方は、このパンフレットの内容(「契約概要」、「注意喚起情報」)をよくお読みになったうえで、検討してください。なお、ご加入者(従業員)にもこのパンフレットをお読みいただき、「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報のお取り扱い」について、了承・同意を得たうえでお申し込みください。

2. 給与増方式を導入する(されている)組合員

組合員(雇用主)が掛金を負担しますが、負担した金額はご加入者(従業員)の給与として課税処理(給与増し)します。(→「給与増方式」といいます。)組合員(雇用主)は負担額を給与として損金、経費算入できますが、給付金(年金、脱退一時金、遺族一時金等)は引受保険会社より直接ご加入者(従業員)またはご加入者(従業員)のご遺族に支払われます。

＜組合員の皆さまへ＞

給与増方式の場合、ご加入対象者全員にこのパンフレットを配付してください。

ご加入の際は、ご意向に沿った商品内容が必ず最終ページでご確認ください。



「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項が記載されています。このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。なお、既加入者の方(既にお申し込みいただきました方)についても、制度の内容が変更となる場合があるため、常に最新のパンフレットを保管ください。

申込方法	お申し込みには、ご加入者(従業員)より個々に、ご加入に関する同意を得る必要があります。つきましては、上記1、2いずれの方式でも、所定の加入申込書に必要事項を記入し、ご加入者(従業員)より申込印をいただいたうえでご提出ください。既加入者で口数に変更のない方はそのまま継続となりますので、加入申込書は掛金を変更する場合のみご記入ください。(用紙が不足する場合はコピーのうえお申し込みくださいますようお願いします。)		
申込書提出先	富山県医師協同組合 事務局		
申込締切日	平成 28 年 10 月 7 日	加入年月日	平成 28 年 11 月 1 日

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

●積立方式を導入する(されている)組合員

組合員(雇用主)は、必ず内容についてご加入者(従業員)に確認・了承を得たうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●給与増方式を導入する(されている)組合員

ご加入者(従業員)は、必ず内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 商品名称

拋出型企業年金保険(Ⅱ)・拋出型企業年金保険(Ⅱ)遺族年金特約

2. 商品の特徴

拋出型企業年金保険は、自助努力による財産形成や老後生活資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。掛金払込期間中に積立を行い、掛金払込満了時に給付金が支払われます。また、掛金払込期間中に死亡された場合には死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の1回分)が加算された金額が支払われます。

3. 加入資格

加入日現在、満15歳以上の方で、払込満了日までの期間が5年以上ある組合員(雇用主)に雇用されている従業員(看護師、技術員、事務職員、医療補助を行う者)。ただし、組合員(雇用主)と生計を一にしている配偶者その他親族(家族従業員)は加入できません。

組合員(雇用主)が富山県医師協同組合の組合員ではなくなった場合や、従業員が退職した場合にはすみやかに脱退いただきます。

(注)給与増方式の場合は、加入月から払込満了月までの期間が10年以上の方のお払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。加入月から払込満了月までの期間が10年に満たない方のお払込保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

4. 掛金

●加入口数

1口は1,000円(保険料995円、運営事務費5円)とし、2口以上40口以下、2口単位でお取り扱いいたします。

●払込方法

月払掛金は富山県医師信用組合口座振替制度の届出口座より引き落としいたします。

●払込満了日

満70歳に達した日の属する月の末日

●掛金負担者

組合員(雇用主)

※給与増方式の場合は、組合員(雇用主)が負担した金額はご加入者(従業員)の給与として課税処理(給与増し)されません。

5. 新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入

毎年1回11月1日に新規加入のお取り扱いをいたします。

●増口(掛金の増額)

毎年1回11月1日に増口のお取り扱いをいたします。

●一部掛金払込中止(掛金の減額)

給与増方式の場合は、以下の7つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により毎年1回11月1日に一部掛金払込中止のお取り扱いをいたします。ただし、2口以上のお払い込みの継続が必要となります。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済
⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

6. 配当金

●毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

●配当金は一時金受取できません。

- ・年金受給権取得前の配当金は全額が積立金の増額に充当されます。
なお、年度途中で脱退された場合(死亡による脱退も含む)はその年の配当金はありません。
- ・年金受給権取得後の配当金は全額が年金の増額に充当されます。

7. 引受保険会社

この保険は第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。

なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった(共同取扱契約)場合は、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。(給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。)

●引受保険会社および保険料の払込割合(平成28年7月1日現在)

第一生命保険株式会社(100%)
東京都千代田区有楽町 1-13-1
TEL:03-3216-1211(大代表)

8. 年金・一時金のお支払いと受取人

年金・一時金のお支払い

●年金

年金受給権取得時点の積立金をもとに、年金をお支払いします。

積立方式の場合は組合員(雇用主)、給与増方式の場合はご加入者(従業員)が希望された場合は、年金のお支払いに代えて、積立金を一時金でお支払いすることもできます(選択一時金)。

■年金受給権取得日(年金開始日)

①払込満了日の翌月 1 日

②加入 10 年以上かつ満 60 歳以上で払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退した日の翌月 1 日

■年金支払時期

年金は、毎年 2 月、5 月、8 月および 11 月の各 20 日に、年金支払期日以降、当該支払月の前月までの分をお支払いします。(20 日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお支払いします。)

●脱退一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)に脱退(原則、中途退職時のみに限る)された場合には、脱退日時点の積立金を一時金にてお支払いします。

●遺族一時金

年金受給権取得日前(掛金払込期間中)にご加入者(従業員)が死亡された場合、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の 1 回分)を加算した額をお支払いします。

受取人

●年金・脱退一時金

・積立方式の場合 : 引受保険会社から組合員(雇用主)へお支払いし、組合員(雇用主)よりご加入者(従業員)へ支払われます。

・給与増方式の場合 : 引受保険会社から直接ご加入者(従業員)へお支払いします。

●遺族一時金

・積立方式の場合 : 引受保険会社から組合員(雇用主)へお支払いし、組合員(雇用主)よりご加入者(従業員)のご遺族へ支払われます。

・給与増方式の場合 : 引受保険会社から直接遺族一時金の受取人(※)へお支払いします。

(※)労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条までに規定されるご遺族

(注)ご加入者(従業員)が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。(労働基準法施行規則第 43 条第 2 項に規定される遺言の取り扱いを除きます。)

9. 年金の種類

10 年確定年金

- 年金開始日以降、10年間、年金をお支払いします。
- 年金受取期間中に積立方式の場合は組合員(雇用主)、給与増方式の場合はご加入者(従業員)が一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお支払いします。
- ご加入者(従業員)が年金受取期間中に死亡された場合、受取人(積立方式の場合は組合員(雇用主)、給与増方式の場合は継続受取人(※))に残余期間中、年金をお支払いするか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお支払いします。

(※)継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

10. ご契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者(従業員)の加入状況またはご契約者(団体)の福利厚生制度の変更等により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。(ご加入者(従業員)数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。)

11. しきみ図

(注) 記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

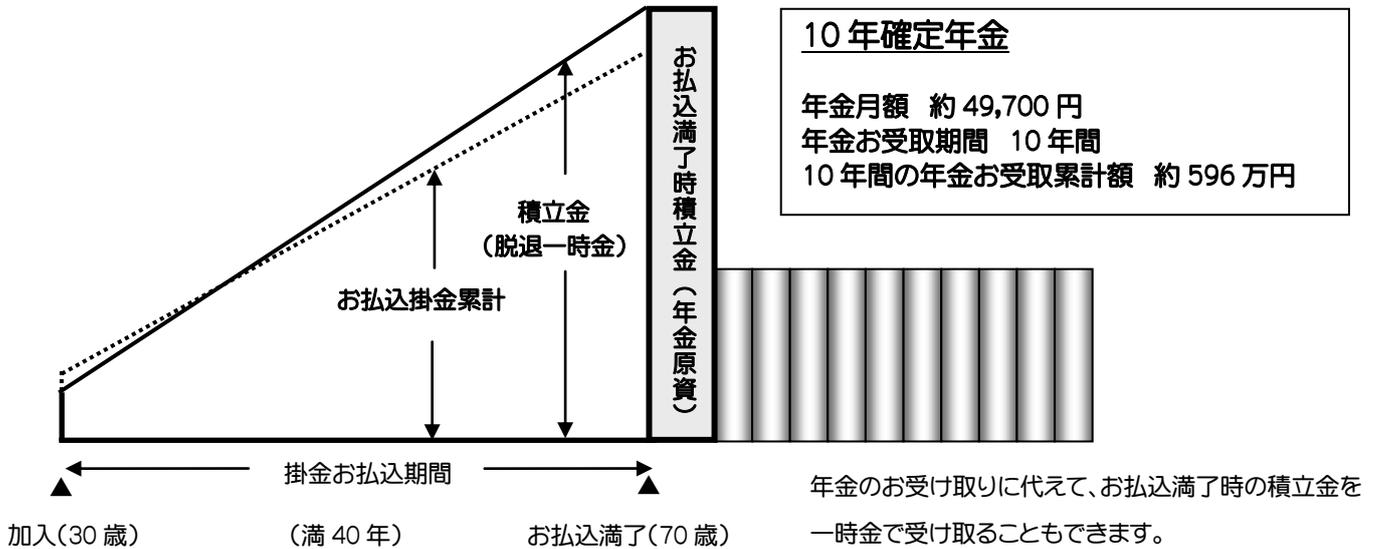
数値の算出条件の詳細は、7 ページ<しきみ図・給付額試算表の記載数値について>をご覧ください。

(注) 記載の積立金および年金月額が平成 28 年 7 月 1 日現在の基礎率等にもとづき計算したものです。

積立金および年金月額はご加入時点で定まるものではありません。実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

ご加入例	
● ご加入年齢	30 歳
● 月払掛金	10,000 円(10 口)
● お払込満了年齢	70 歳

(しきみ図はイメージを表したものです。)



お払込満了までの掛金累計額 480 万円
お払込満了時積立金(年金原資) 約 566 万円

掛金払込期間中にご加入者(従業員)が死亡された場合には、死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金(月払掛金の 1 回分)を加算した遺族一時金をお支払いします。

(注) 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。

詳しくは注意喚起情報「5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をご覧ください。

12. 給付額試算表

<月払掛金 10,000 円(10 口)加入、70 歳年金開始の場合> ※月払掛金 1 口 1,000 円(保険料 995 円、運営事務費 5 円)

月払給付額試算表 <記載の数値は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。>

(単位: 円)

加入年数	掛金累計額	積立金 (脱退一時金額)	年金月額 (10 年確定年金)	加入年数	掛金累計額	積立金 (脱退一時金額)	年金月額 (10 年確定年金)
1 年	120,000	約 117,000	約 1,020	9 年	1,080,000	約 1,090,400	約 9,560
2	240,000	約 234,900	約 2,060	10	1,200,000	約 1,217,300	約 10,670
3	360,000	約 353,700	約 3,100	15	1,800,000	約 1,870,200	約 16,400
4	480,000	約 473,600	約 4,150	20	2,400,000	約 2,554,500	約 22,400
5	600,000	約 594,600	約 5,210	25	3,000,000	約 3,272,000	約 28,690
6	720,000	約 716,900	約 6,280	30	3,600,000	約 4,027,300	約 35,310
7	840,000	約 840,200	約 7,360	35	4,200,000	約 4,824,700	約 42,310
8	960,000	約 964,700	約 8,460	40	4,800,000	約 5,667,600	約 49,700

(注)年金の受取要件については、契約概要「8.年金・一時金のお支払いと受取人」をお読みください。

必ずお読みください

<しくみ図・給付額試算表の記載数値について>

- しくみ図・給付額試算表の金額は次の条件で計算していますが、条件が変動した場合には変動(増減)することがあり、実際のお支払額をお約束するものではありません。また、積立金および年金月額はご加入時点で定まるものではありません。
なお、実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。
(1)ご加入者全員の加入口数の合計が常に 1,950 口を維持し、保険料が毎月所定の払込期日までに入金されたものとして
ています。加入口数の合計は、平成 28 年 6 月分の加入口数にもとづき設定しています。
(2)積立金および年金月額は、予定利率(平成 28 年 7 月 1 日現在)にもとづき計算しています。
(3)記載の数値には配当金を加算していません。
- 加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)がお払込掛金累計額を下回ることがあります。
詳しくは注意喚起情報「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をご覧ください。

ここまでが「契約概要」です。

必要な加入口数および掛金の算出方法

以下の算出方法は[給付額試算表](上記)の数値をもとにおおよその加入口数・掛金を算出するものです。

(注)記載の積立金および年金月額は、平成 28 年 7 月 1 日現在の基礎率等(予定利率等)にもとづき算出したものです。

積立金および年金月額はご加入時点で定まるものではありません。なお、実際の年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率等(予定利率等)によって算出されます。

1.年金(10年確定年金)で受取る場合

(例)加入年齢 30 歳の方が満 70 歳からの年金開始で、年金月額 10 万円を必要とする場合は、
[給付額試算表]の年金月額(10 年確定年金)欄より
加入年齢 30 歳→経過年数 40 年→年金月額 49,700 円であり、これを基準にして計算します。
10 口(10,000 円)で 49,700 円の年金月額ですから 10 万円の年金月額では
 $100,000 \text{ 円} / 49,700 \text{ 円} \times 10 \text{ 口} = 20.12 \text{ 口}$
必要加入口数は…… 22 口(2 口単位でのお取り扱いのため、偶数の 22 口となります)
必要掛金は…… 22,000 円(22 口×1,000 円)となります。

2.脱退一時金で受取る場合

(例)加入年数 10 年で 300 万円の脱退一時金を必要とする場合は、
[給付額試算表]の積立金(脱退一時金額)欄より
経過年数 10 年→脱退一時金額 1,217,300 円であり、これを基準にして計算します。
10 口(10,000 円)で 1,217,300 円の脱退一時金額ですから、300 万円の一時金では
 $3,000,000 \text{ 円} / 1,217,300 \text{ 円} \times 10 \text{ 口} = 24.64 \text{ 口}$
必要加入口数は…… 26 口(2 口単位でのお取り扱いのため、偶数の 26 口となります)
必要掛金は…… 26,000 円(26 口×1,000 円)となります。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。なお、年金や一時金のお支払いの条件や、お支払いできない場合などの詳細につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

●積立方式を導入する(されている)組合員

組合員(雇用主)は、必ず内容についてご加入者(従業員)に確認・了承を得たうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●給与増方式を導入する(されている)組合員

ご加入者(従業員)は、必ず内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

1. ご加入のお申し込みの撤回等に関する事項(クーリング・オフ制度の適用はありません)

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、ご加入者となられる方のご加入のお申し込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2. ご加入の責任開始期

ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。

3. 年金や一時金をお支払いできない場合

●積立方式の場合、受取人(組合員(雇用主))が故意にご加入者(従業員)を死亡させた場合はその受取人(組合員(雇用主))に対しては年金または遺族一時金をお支払いしません。

●給与増方式の場合、受取人(被保険者の継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人)が故意にご加入者(従業員)を死亡させた場合はその受取人(被保険者の継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人)に対しては年金または遺族一時金をお支払いしません。ただし、その受取人(被保険者の継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人)が年金または遺族一時金の一部を受け取るようになっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人(※1)または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者(従業員)の法定相続人(故意にご加入者(従業員)を死亡させた者は除く)にお支払いすることとなります(年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります)。

●ご契約者(団体)が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者(従業員)がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなった場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。

●ご契約者(団体)、ご加入者(従業員)、受取人または継続受取人(※1)が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

●この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由(※2)が発生し、この保険契約の全部または一部を解除した場合、重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。

(※1)継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。

(※2)重大な事由とは、①ご契約者(団体)、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき(未遂を含みます)、②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき(未遂を含みます)、③その他、ご契約者(団体)、ご加入者(従業員)、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき、が該当となります。

4. 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5. 積立金(年金原資、脱退一時金額)について

この保険ではお払い込みいただいた保険料(※)がそのまま積み立てられるのではなく、保険料(※)から遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。したがって、**加入期間によっては、積立金額(年金原資、脱退一時金額)がお払込保険料(※)累計額を下回ることがあります。具体的な金額については、契約概要「12.給付額試算表」をご覧ください。**

(※)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者(団体)が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6. 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、積立方式の場合は組合員(雇用主)、給与増方式の場合はご加入者(従業員)からのお申し出により、ご契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合には、積立方式の場合は組合員(雇用主)、給与増方式の場合はご加入者(従業員)より、すみやかに団体にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類を団体にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、団体にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、すみやかに団体にご連絡ください。

7. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、返戻金、保険料および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合には、変更日の2か月前までにその旨ご契約者(団体)にご通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8. 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

[生命保険契約者保護機構] TEL: 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. ご照会窓口

この保険に関するお手続きやご加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者(団体)経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。

ご照会窓口: 富山県医師協同組合 事務局

ここまでが「注意喚起情報」です。

個人情報のお取り扱い

●積立方式を導入する(されている)組合員

組合員(雇用主)は、必ずご加入者(従業員)に以下の個人情報のお取り扱いをご説明し、ご加入者(従業員)の了承・同意を得たうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

●給与増方式を導入する(されている)組合員

ご加入者(従業員)は、必ず以下の個人情報のお取り扱いを了承・同意のうえで、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この保険の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名、性別、生年月日等)[以下、個人情報]を取り扱い、団体が保険契約を締結する生命保険会社(すべての引受保険会社を含みます。以下同じ)へ提出します。

団体は、この保険の運営において入手する個人情報を、この保険の事務手続きのために使用します。

生命保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約の引き受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供および契約の維持管理、生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他、保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供することがあります。なお、今後、加入者に関する個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます(各種商品・サービスの詳細は引受保険会社各社のホームページをご覧ください)。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されることがあります。

1. 保険料(掛金より運営事務費を除いたもの)

契約形態	課税対象者	課税関係
積立方式	組合員(雇用主)	払込保険料(★)は資産勘定に計上します。
	ご加入者(従業員)	課税関係は生じません。
給与増方式	組合員(雇用主)	払込保険料(★)は従業員の給与として必要経費または損金として経理します。
	ご加入者(従業員)	<p>掛金相当額が給与として所得に上乗せされ、払込保険料(★)については個人年金保険料控除の対象となります。ただし、加入月より払込満了月までの期間が 10 年未満の場合、払込保険料(★)は一般生命保険料控除の対象となります。(所得税法第 76 条、地方税法第 34 条・同法 314 条の 2)</p> <p>※生命保険料控除税制改正について 平成 24 年 1 月 1 日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の適用限度額が変更になりました(以下、新制度)。なお、平成 23 年 12 月 31 日以前にご契約いただいております拠出型企業年金保険契約におきましては、従来の制度(以下、旧制度)が適用となりますので、変更はありません。</p> <p>他にご加入の保険契約があり、旧制度と新制度の両方で控除を受ける場合、合計額が控除額となりますが、適用限度額は新制度の限度額となります。また、どちらか一方を選択することもできますが、ご契約の内容により、控除限度額やお取り扱いが異なりますので、個別の税務取り扱い等は、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。</p>

2. 年金等

給付の種類	契約形態	課税対象者	課税関係
10 年確定年金	積立方式	組合員(雇用主)	支払を受けた際に次の算式で得られる額を資産より取り崩し、受取額との差額を雑収入または雑損失として計上します。 $\text{払込保険料(★)累計額} \times \text{支払を受けた年金額} / \text{年金支払総額}$
	給与増方式	ご加入者(従業員)	雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。 年金額から必要経費を差し引いた金額が 25 万円以上となる場合は、税率 10.21% の所得税を源泉徴収します。(平成 25 年 1 月より復興特別所得税が含まれます。) よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。 (所得税法第 35 条・第 207 条・第 208 条・第 209 条、所得税法施行令第 326 条) ※平成 22 年 10 月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。 ※平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。(所得税法第 209 条、所得税法施行令第 326 条) より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【 www.nta.go.jp 】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。
選択一時金・脱退一時金	積立方式	組合員(雇用主)	支払を受けた際に資産より取り崩し、払込保険料(★)累計額と受取額の差額を雑収入または雑損失に計上します。
	給与増方式	ご加入者(従業員)	一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。 $\text{一時所得金額} = (\text{選択一時金または脱退一時金}) - \text{払込保険料(★)累計額} - \text{特別控除(最高 50 万円)}$ 一時所得金額の 1/2 が他の所得と合算されます。 なお、最高 50 万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。(所得税法第 22 条・第 34 条、所得税法施行令第 183 条)
遺族一時金	積立方式	組合員(雇用主)	支払を受けた際に資産より取り崩し、払込保険料(★)累計額と受取額の差額を雑収入または雑損失に計上します。
	給与増方式	ご加入者(従業員)の遺族	相続税の対象となります。受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。(相続税法第 3 条・第 12 条)

(★)払込保険料とは払込掛金より運営事務費を除いたものです。

(注)税務のお取り扱いについては、平成28年6月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

<組合員(雇用主)およびご加入者(従業員)の皆さまへ>

ご加入にあたっては、このパンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)をお読みいただき、下記<意向確認のお願い>にてご自身のニーズに合致した内容となっているか、お申し込み前に必ずご確認(チェック)をお願いします。(チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。)

≪ 意向確認のお願い ≫

以下のご契約内容がご自身のご意向(ニーズ)に合致しているか、お申し込み前に必ずご確認(了知)ください。

加入期間によっては、積立金(年金原資、脱退一時金額)が掛金払込累計額を下回ることがあります。

⇒ 詳細は契約概要「12.給付額試算表」、注意喚起情報「5.積立金(年金原資、脱退一時金額)について」をお読みください。

給付内容・給付額試算表の金額等のご意向に合致していますか?

⇒ 詳細は契約概要「8.年金・一時金のお支払いと受取人」・「12.給付額試算表」をお読みください。

掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向に合致していますか?

⇒ 詳細は契約概要「4.掛金」をお読みください。